

規 則

埼玉県民の消費生活の安定及び向上に関する条例施行規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第三十四号

埼玉県民の消費生活の安定及び向上に関する条例施行規則の一部を改正する
規則

埼玉県民の消費生活の安定及び向上に関する条例施行規則（平成八年埼玉県規則
第三十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「第二十九条」を「第三十六条」に改める。

第二十条中「第三十条第二項」を「第三十七条第二項」に改める。

様式第六号（表）中「第30条第1項」を「第37条第1項」に改め、同様式（裏）
中「第30条」を「第37条」に、「第1項」を「第1項」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。